

秘密は守ります 相談は無料です
まずはお電話ください

福祉相談

◎DV、夫婦間の不和、離婚問題、養育費や面会交流、
経済的不安、ひとり親の資格取得

柏崎市子育て支援課

柏崎市元気館内 ☎0257-47-7190

面接相談・電話相談

月～金 8:30～16:30（祝日、年末年始を除く）

*女性相談支援員などが相談に応じます

心と体の健康

◎ストレスによる心の不調・体の不調、健診後の
相談など

柏崎市健康推進課

柏崎市元気館内 ☎0257-20-4214

面接相談・電話相談

月～金 8:30～17:15

土、日、祝日 9:00～16:30

（第1日曜とその前日は休み）

*保健師、精神保健相談員などが相談に応じます

児童家庭相談

◎母子の健康、子育ての不安、不妊、児童虐待など

柏崎市子育て支援課

柏崎市元気館内 ☎0257-47-7786

面接相談・電話相談

月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

*保健師、家庭児童相談員、助産師などが相談に
応じます

新潟県内の相談窓口

新潟県中央福祉相談センター （新潟県配偶者暴力相談支援センター） ☎025-381-1111	配偶者暴力（DV）、女 性の福祉に関する相談
新潟県男女平等推進相談室 ☎025-285-6605	性別による差別的取扱 い等の相談
みんなの人権110番（法務局柏崎支局） （全国共通人権相談ダイヤル） ☎0570-003-110	差別、虐待、パワハラ、 インターネットなど人 権問題についての相談
新潟労働局雇用環境・均等室 ☎025-288-3511 長岡労働基準監督署 ☎0258-33-8711	男女雇用機会均等、セ クハラ、パワハラ、労働 条件に関すること
女のスペース・にいがた ☎025-231-3012 女のスペース・ながおか ☎0258-38-0456	女性の抱える問題、家 族の問題についての相 談、支援 女性シェルターの運営
柏崎警察署生活安全課 ☎0257-21-0110	ストーカー、DV、悪質 商法、近隣や職場での トラブルなど

電話相談

女性の人権ホットライン （新潟県方法務局） ☎0570-070-810（平日 8:30～17:15）	DV、セクハラ、ストー カーなど女性をめぐる 人権問題について
性犯罪被害 相談電話（ハートさん） ☎#8103 または 0120-34-5110	性犯罪被害についての 相談
性暴力被害者支援センターにいがた 相談電話（トキほっとライン） ☎#8891 または 025-281-1020 24時間 365日	女性相談員による性暴 力についての相談
県中央福祉相談センター （女性相談支援センター） 電話相談 ☎025-381-1111（平日 8:30～17:15）	DV、女性の保護や自 立支援、女性の福祉の 相談
けいさつ相談室 相談電話☎#9110 （新潟県警察本部） ☎025-283-9110	ストーカー、DV、悪質 商法、近隣や職場での トラブルなどの相談

柏崎市総合企画部 人権啓発・男女共同参画室
☎0257-20-7605

2024.6 発行

ひとりで
悩まないで

性別による人権侵害などの相談

相談窓口



柏 崎 市

このようなことはありませんか？

パートナーから…

殴られたり
脅されたりする

メールや電話を
チェックされる

批判されたり
馬鹿にされる

いつも束縛
されている

怒られるのが嫌で
言うことを聞いてしまう

子どもに自分の悪口を
吹き込まれる

職場で…

性的な冗談を言われたり
からかわれる

不用意に体を
さわられる

他の社員の前で
怒鳴られる

仕事の能力を
評価してもらえない

● ドメスティックバイオレンス (DV) とは

配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力をいいます。

「暴力」は心身に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうことは、「**児童虐待**」にあたります。

身体的 暴力

なぐる、蹴る、
突き飛ばす、
物を投げる

精神的 暴力

怒鳴る、脅す、人格を
否定するような暴言、
長時間無視する

経済的 暴力

生活費を渡さない、
借金を重ねる、収入
や財産を知らせない

暴力の形態はさまざまです

性的 暴力

性的行為の強要、
避妊に協力しない、
浮気を繰り返す

社会的 暴力

外出を制限、交友
関係を監視、携帯
電話をチェックする

子どもを巻き 添えにした暴力

子どもに暴力を見聞き
させる、子どもを盾に
して脅す

● セクシュアルハラスメント (セクハラ) とは

セクハラは、相手の意に反して行われ、相手をつまらなくさせる言葉や行動による性的な嫌がらせです。

職場内や職場外の様々な生活の場において、相手がつまらなくや苦痛を感じて必要な活動に支障をきたせば、それはセクハラです。

● パワーハラスメント (パワハラ) とは

パワハラは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。

暴力は次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。

相手との関係を「つらい」「何かおかしい」と感じていたら、迷わずご相談ください。